令和3年10月28日 日本テントシート工業組合連合会 理事長 井田 達成 (押印略)

「適格請求書発行事業者登録申請」開始のお知らせ

聞きなれない文言ですが、令和5年10月1日より仕入れ税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入され、消費税の仕入れ税額控除の要件に「適格請求書の保存」が加わります。適格請求書発行事業者(登録事業者)だけが適格請求書(インボイス)を発行できるため、これを発行するには、登録申請をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

インボイス制度は令和5年(2023年)10月1日から施工されますので、令和5年(2023年)3月31日までに「適格請求書発行事業者」の登録申請をする必要があります、その登録受付がこの令和3年10月1日より開始されました。

気を付けなければならない事は、従来、個人事業主、一人親方、フリーランス、の方々で年間 1 千万円以下の売り上げ事業者は、免税事業者として仕入れ税額と売り上げ税額の差は益税となっておりました。このような免税事業者は認められなくなりますので、免税事業者であった方も「適正請求書発行事業者」として登録をしませんと、このような無登録事業者から仕入れた事業者は仕入れ先の登録番号がないので、免税事業者の納めるべき税金を代わりに納めなくてはならなくなります。即ち「適格請求書発行事業者」以外の免税事業者から行った課税仕入れは原則として仕入れ税額控除の適用を受ける事ができません、要は仕入れ先の税額まで負担せねばならなくなります。と言う事は登録のない事業者からの仕入れはしなくなる、そのような事業者には誰も注文を入れないので、事業が成り立たなくなります。但しこれについては制度導入後6年間は仕入れ税額相当額の一定割合(最初の3年間は80%、次の3年間は50%)を仕入れ税額として控除の出来る経過措置は設けられてあります。ここで忘れてはならないのは皆さんの会社のみならず、各県の組合も法人なので売り買いがあると思います。必ず「適格請求書発行事業者」の登録が必要です。今すぐ慌ててする必要はありませんが、会社や組合の顧問税理士とは話し合っておく必要はあると思います。

以上、ご参考まで。